
西紋別地区広域ごみ処理施設
長期包括的運転管理等業務
質問回答書
(第1回)

平成24年5月11日

西紋別地区環境衛生施設組合

1. 入札説明書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	1	第1章			No.7 用語の定義	“落札者”が、“特別目的会社(=受託者)”を設立することが条件と解釈してよろしいでしょうか。 また、“特別目的会社”は、“特定JV”と解釈してよろしいでしょうか。	前半は、ご質問のとおりです。 また、後半については、特別目的会社は、特定JVとは異なり、会社法に基づく株式会社です。
2	2	第1章			No.35 運転準備期間	運転準備期間中は、別表1 受託者が行う主な業務の一覧の各項目の運転員教育が主体と考え、保険料、重機車両維持費、清掃・除雪費等は貴組合負担と考えてよろしいでしょうか。	基本的にはご質問のとおりですが、受託者の従業員の労災保険等は、受託者の負担となります。
3	5	第3章	3.6	(3)	受託者の収入	運転準備に係る費用で、人件費については貴組合負担とのことですが、この場合、人数制限などはありますでしょうか。	人数制限はありません。運転準備期間中の体制について、審査項目としてありますので、人数も含めて提案してください。 なお、提案の際には、入札説明書p17、(9) 予定価格の公表、2) 留意事項の③に示す平成24年度委託料の上限額に留意してください。
4	8	第4章	4.1	(1)、①	入札参加者の構成等	“また、入札参加者は”は、“また、構成員は”と読み替えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
5	13	第4章	4.5	(8)	参考資料2の閲覧及び現場説明会の開催	現場説明会は、中間処理施設(焼却施設、破碎選別施設)と最終処分場の両方が見学できると解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
6	21	第7章	7.1	(2)、1)	委託料の構成	固定費 iii の補修費について施工企業から貴組合殿に提示されている年次予想を開示願えないでしょうか。	年間維持補修経費(参考)を、参考資料2として提示します。
7	21	第7章	7.1	(2)、1)	委託料の構成	変動費の中に浸出水処理の用役費が含まれていますが、浸出水は年間の散水実施日が原則175日、日最大処理能力が10m ³ /日とするとあります。また冬季運転休止するとあり、ごみの搬入量にかかわらず、年間一定と考えられます。よって浸出水処理費用は固定費 ii に含ませるべきではないでしょうか。	浸出水の処理能力は日最大10m ³ /日となっていますが、実施した散水に対して、浸出水の発生量は、気温や最終処分物の性状等様々な条件により変動します。したがって、年間の浸出水処理施設の処理量も変動すると考えるため、入札説明書のとおりとします。
8	22	第7章	7.1	(2)、2)	運転準備期間に関する取扱い	①の中で、「受託者は、当該運転教育を受ける人員を予め確保すること。」となっていますが、人数は受託者の提案でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。 No.3の回答もご参照ください。
9	22	第7章	7.1	(3)	特定部品の調達等	貴組合殿と施工企業とで交わされた協定書に準拠して、受託者と施工企業が話し合い、双方に齟齬が生じた場合、貴組合殿のご協力が頂けると理解してよろしいでしょうか。	施工業者が協定書に準拠していないことが明確な場合は、施工業者との協議に協力しますが、その状況により判断します。
10	23	第7章	7.1	(9)	業務の委託	本件業務のうち、本件施設の運転管理、日常的な設備の点検・検査に係る業務など主たる業務は受託者自らが実施するものとし、構成員を含む第三者への委託は認めないとありますが、ここでの構成員とは何を意味するのでしょうか。特別目的会社の構成員は認められるものと考えてもよろしいでしょうか。	構成員とは、特別目的会社への出資を行う者をいいます。 本件業務のうち主たる業務は、受託者である特別目的会社が必要があり、構成員への委託は認めません。ただし、構成員の従業員の受託者への出向等を否定するものではありません。
11	23	第7章	7.1	(9)	業務の委託	主たる業務は特別目的会社が行わなければならないのでしょうか。組合殿の承諾を得た場合は、特別目的会社が構成員に委託することは、可能でしょうか。	No.10の回答をご参照ください。
12	27	別紙1			協定書の主な内容	施工業者は、受託者が本件業務で特定部品の供給を求めた場合には、可能な限り速やかに供給するものとするものとあります。参考資料1で示された特定部品リストの価格をご開示願います。	特定部品リストの「●」で示した4機器等の参考価格については、参考資料2として閲覧します。
13	28	別表1			受託者が行う主な業務の一覧(予定)資源化物の搬出	受託者は搬出車両への積み込みまでを行い、運搬は貴組合殿の範囲と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
14	29	別表2			参考資料1及び参考資料2の一覧(1)配付する参考資料1の一覧	「中間処理施設(焼却施設、破碎選別施設)」の「用役収支」において、焼却施設の電力消費量の記載はありましたが、破碎選別施設の電力消費量の記載がありませんでした。ご提示いただけますでしょうか。 また、「2.電力消費量」の一覧下に「※設備電力については、電1-12「電力負荷一覧表」をご参照ください」との記載はありましたが、こちらも添付されていませんでした。こちらにつきましても、ご提示いただけますでしょうか。	破碎処理施設の電力消費量は以下のとおりです。電力負荷一覧は、参考資料2に実施設計図書として閲覧します。 (基本設計時の電力消費量等) 設備電力289kW、平均負荷率60%、年間稼働日数244日、運転時間5時間、使用電力866kW/h/日、17,602kW/h/月

1. 入札説明書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
15	29	別表2			参考資料1及び参考資料2の一覧 (1)配付する参考資料1の一覧	「中間処理施設(焼却施設、破碎選別施設)」の「予備品及び消耗品リスト」において、1炉あたりの常用数量及び予備品及び消耗品納入割合をご提示いただけますでしょうか。	提示できません。
16	29	別表2			参考資料1及び参考資料2の一覧 (1)配布する参考資料1の一覧	主要設備概要書の購入品で主な機器のメーカー名を教えてください。	提示できません。参考資料2の中で大型機器の一部のメーカー名については記載します。
17	29	別表2			参考資料1及び参考資料2の一覧 (1)配布する参考資料1の一覧	最終処分場の「維持管理計画書」のP. 4の表には、「(図面○、○参照)」との表記がありますが、対応する図面がありませんのでご提示下さい。	図面は、参考資料2として閲覧します。
18	29	別表2			参考資料1及び参考資料2の一覧 (2)閲覧に供する資料2の一覧	中間処理施設(焼却施設、破碎選別施設)について、“確定仕様書”及び“設計計算書”の閲覧は可能でしょうか。	工事発注時の発注仕様書を参考資料2に加えます。設計計算書は閲覧不可とします。

2. 要求水準書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	3	第2章			総則	「要求水準書に明記されていない事項でも目標達成のために必要な設備あるいは業務等は受託者の責任で全て完備あるいは遂行する」とありますが、本文の解釈は15頁第2章3.23(1)記載事項の補足等で説明されている「受託者の提案した事項を対象とする」との理解でよろしいでしょうか。	受託者が提案していない事項であっても、目標達成のための必要な設備あるいは業務等は、受託者の責任で全て完備あるいは遂行してください。
2	5	第2章	第2節	(5)	委託期間	乖離請求期間が含まれていませんが、用役使用量等の性能に乖離があった場合、協議させて頂けると理解してよろしいでしょうか。	用役使用量等の性能に乖離があった場合は、組合、設計・施工企業、受託者において原因の究明、その責任の所在を明らかにした上で、対応を定めるものとします。
3	6	第2章	第2節	(7)	処理対象物と処理方法	鹿等の動物として保管は最大10頭程度とありますが、何日くらいで10頭捕獲搬入されるかご教示願います。	事故等にあった鹿の保管を予定していますので、何日で10頭が捕獲搬入されるのか想定できません。
4	8	第2章	第3節	3.5	生活環境影響調査書等の遵守	“受託者は、受託期間中、生活環境影響調査書及び一般廃棄物処理施設設置届出書等に示される内容を遵守すること。”ありますが、入札説明書p.29の参考資料に“生活環境影響調査書”の記載がありません。貸与または閲覧は可能でしょうか。	生活環境影響調査報告書は、参考資料2として閲覧します。
5	8	第2章	第3節	3.5	生活環境影響調査書等の遵守	例えば、准連から連続運転への変更の届けや43頁第7章第1節1.17改良保全で「変更手続きを要するもの」は不可能との事でしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、災害廃棄物を処理することになるなど、通常の処理を超えるごみ処理を行う必要がある場合等はこの限りではありません。
6	9	第2章	第3節	3.12	基本性能	本件施設で保証されている基本性能とは、具体的には「第2章第3節3.13性能保証事項及び3.14公害防止基準」を指すという認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
7	10	第2章	第3節	3.14	(2)粉じん基準	「破碎選別施設排気口」とありますが、具体的な測定位置をご教示願います。	脱臭装置出口を基本としています。
8	10	第2章	第3節	3.14	(3)排水基準 (中間処理施設、最終処分場)	全炉停止時等は、中間処理施設からの排水を場外搬出可とあります。保証期間内において、設計施工会社により、同排水が下水道排除基準を満足しているか確認をお願いします。	ご指摘のあった性能については、保証期間内にその性能を満足することを確認します。
9	12	第2章	第3節	3.15	(1)、2)給水	使用する井戸の詳細(水質、取水量)をご教授ください。また、井戸は委託期間において水質、必要水量を確保できると考えてよろしいでしょうか。	現在、井戸工事を施工中であるため、確定した水質及び取水量を示すことはできません。後半部はご質問のとおりです。
10	12	第2章	第3節	3.15	(1)、1)電気	井戸ポンプの仕様(型式、吐出量、揚程、モータ容量等)をご教示願います。	No.9の回答のとおり、井戸の取水量が決定していないため、井戸ポンプの仕様は確定していません。
11	12	第2章	第3節	3.15	(1)、2)給水	営農用水、井水の配管系統図をご教示願います。(両系統共に中間処理施設と最終処分場へ敷設されていますか)飲料水を含む生活用水は井水ですか。両水質データ(PH・導電率・硬度・Clイオン等)、配管スケール、滅菌等の必要有無をご教示願います。	配管系統図は参考資料2として閲覧します。給水は一旦中間処理施設で引き込んでから最終処分場へ配水します。生活用水は営農用水です。営農用水の水質は、紋別市が公表している「紋別市の水質検査結果」より、ご確認ください。紋別市の水質検査結果(紋別市上水道、高区配水区の水質を参照のこと) http://mombetsu.jp/sisetu/other/zyousui/kekka.html
12	12	第2章	第3節	3.15	(1)、1)電気	契約電力は、要求水準書P.12では510kW、参考資料1-06プラント関係係荷設備容量では560kWとされていますが、最終的にはいくつになりますでしょうか。	560kWとしてください。
13	12	第2章	第3節	3.15	(1)、3)排水	紋別アクアセンターで余剰水処理を行う場合、処分費は下水道料金の扱いで発生するのでしょうか。	紋別アクアセンターへ運搬する余剰水の処分費は、下水道料金扱いとなります。
14	13	第2章	第3節	3.15	(2)、1)給排水	“浸出水は、浸出水処理施設で処理した後に紋別アクアセンターへ運搬”となっていますが、当該処理水は、“産業廃棄物”と解釈してよろしいでしょうか。また、処理水の積み込み及び紋別アクアセンターでの受入方法についてご教授ください。	浸出水の処理水は、廃棄物に概要しません。処理水の積み込み方法については、参考資料1の「浸出水処理施設 設備フローシート」をご参照ください。また、紋別アクアセンターにおける具体的な受入方法は、今後紋別アクアセンター管理者等との協議事項となります。
15	13	第2章	第3節	3.15	(1)、5)電話回線	受諾者用回線は、通線工事含め受諾者範囲でしょうか。別途通線工事が容易なように、施設建設時に引込み管路が敷設されていますか。	受託者用回線工事は受託者範囲です。なお、引き込み管路は布設されています。詳細は参考資料2にある電話設備計画図で確認してください。

2. 要求水準書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
16	13	第2章	第3節	3.15	(2)、1)給排水	紋別アクアセンターで浸出処理水の処理を行う場合、処分費は下水道料金の扱いで発生するのでしょうか。	No.13の回答をご参照ください。
17	13	第2章	第3節	3.15	(2)、3)電話	受諾者用回線は、通線工事含め受諾者範囲でしょうか。別途通線工事が容易なように、施設建設時に引込み管路が敷設されていますか。	No.15の回答をご参照ください。
18	14	第2章	第3節	3.17	特定部品の調達	特定部品について、「合理的な条件で調達することができるものとする」とありますが、特定部品のリストに単価記載したものを提示出来ませんか。	入札説明書に対する質問の回答No.12の回答をご参照ください。
19	14	第2章	第3節	3.18	中間処理施設の保証等	屋根防水材等、性能保証以外の保証事項及び期間についてご教授ください。	屋根防水材の保証期間は10年間です。また、設計のかし担保保証期間は原則10年、施工のかし担保保証期間は原則2年です。
20	14	第2章	第3節	3.18	中間処理施設の保証等	施工企業と設計企業にかかる保証期間が引渡し後2年間と10年間となっていますが、施工企業と設計企業とは異なっているのでしょうか。また10年間の保証が受けられる、具体的なかし担保の内容をご教示願います。	設計企業、施工企業とも「ブランテック・岩田地崎・北一建設工事共同企業体」です。設計のかしに関する内容は、参考資料2として発注仕様書を閲覧しますのでご確認ください。また、施工業者の故意又は重大な過失により生じたかしについては、10年のかし担保期間となっています。
21	14	第2章	第3節	3.18	中間処理施設の保証等	保証期間満了時に基本性能が確保されている事をどのように確認されるのですか。55頁第12章1.1)運転期間終了時の機能検査では、「第三者機関による機能検査を実施する」とありますように、第三者機関の診断をご検討願えないでしょうか。	施設の基本性能については、組合、施工企業、施工監理業務委託会社の3者による確認を行います。
22	14	第2章	第3節	3.18	中間処理施設の保証等	ご提示いただく運転及び整備条件に基づき運用を行った場合に発生した不具合(設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥による破損及び故障等)に対しては、設計・施工企業による瑕疵対応をしていただけるものと認識してよろしいでしょうか。 例えば竣工後2年間(瑕疵担保保証期間)で、炉耐火物が脱落した場合、集塵器ろ布が破口した場合、熱交換器が破口した場合、給じん装置鑄物が破口損傷した場合、また、予備品(2年分)・消耗品(1年分)を瑕疵期間中に全て使用し不足が発生した場合。	いずれの場合も組合、設計・施工企業、受託者において原因の究明、責任の所在を明らかにした上で、対応方針を定めるものとします。
23	14	第2章	第3節	3.18	中間処理施設の保証等	施工企業の瑕疵担保期間中に生じた設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥による破損及び故障で生じた追加費用(燃料費・清掃整備費等)は、受託者側の負担では無いと認識してよろしいでしょうか。	組合、設計・施工企業、受託者において原因の究明、責任の所在を明らかにした結果、施工業者の責任が明確になった場合は、設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥による破損及び故障で生じた追加費用(燃料費・清掃整備費等)に対する受託者側の負担はありません。
24	14	第2章	第3節	3.18	中間処理施設の保証等	設計企業にかかる保証期間は、施工企業から組合へ引き渡し後10年間とありますが、これとは別に施工会社瑕疵担保保証期間中も瑕疵責任があると考えてよろしいですか。 また施工企業から組合へ引き渡し後10年間、設計企業に生じる瑕疵担保責任対象は、設計及び構造上の欠陥による破損及び故障に該当と認識してよろしいでしょうか。 例えば、実施設計図書に記載された機器耐久年数、用役量、基本性能(3.13性能保証事項及び3.14公害防止基準)等が運用実態と相違した場合などを設計瑕疵とお考えでしょうか。	設計・施工企業は同一企業体であり、引渡し後に設計10年、施工2年の瑕疵担保期間がそれぞれあります。 設計のかしに関する内容は、参考資料2として発注仕様書を閲覧しますのでご確認ください。
25	14	第2章	第3節	3.18	中間処理施設の保証等	施工企業名、設計企業名をご教示願います。	No.20の回答をご参照ください。
26	14	第2章	第3節	3.19	最終処分場の保証等	保証期間満了時に基本性能が確保されている事をどのように確認されるのですか。55頁第12章1.1)運転期間終了時の機能検査では、「第三者機関による機能検査を実施する」とありますように、第三者機関の診断をご検討願えないでしょうか。	No.21の回答をご参照ください。
27	15	第2章	第2節	3.20	車両・重機等	委託契約書(案)第26条で無償で貸与することが規定されていることから、覚書等の締結は必要ないと考えますが、必要性についてご教示願います。	覚書等は、委託契約書(案)第26条と読み替え、委託契約書(案)第26条に対応する別紙を委託契約書に添付し、車両明細を記載することとします。

2. 要求水準書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
28	15	第2章	第3節	3.21	災害発生時等の廃棄物の処理	災害廃棄物の処理において、設置届の内容に変更(軽微な変更以上)が生じる場合、その作業は費用(生活アセス等)を含めて、組合が行うと解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
29	15	第2章	第3節	3.22	運転期間終了時の取扱い	受託者は、運転期間終了時点における本件施設の状態がその後の10年間の使用に支障がない状態に保たれていることを前提に本件業務を実施するものとし、運転期間終了までに適切な修繕、更新等を行うこと。とありますがあくまでも、基本性能を維持するために必要な機器の補修・更新と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書p.55第12章1.1(2)をご参照ください。
30	17	第3章	第2節	(3)	表3-1 主な資格	「防災管理者」とありますが、消防法に基づいて所定の課程を修了した資格者であるところの「防火管理者」のことでしょうか。	ここで示すのは、「防災管理者」とは「防災危機管理者」のことです。
31	17	第3章	第2節	(3)	表3-1 主な資格	危険物取扱者種類は、乙種4類でよろしいでしょうか。	要求水準書の内容を踏まえ、提案してください。
32	17	第3章	第2節	(3)	表3-1 主な資格	クレーン・デリック運転士は、本施設のごみクレーンの吊上げ荷重が、2.4tですので「5t未満クレーン特別教育」で良いと思われそうですが、必要な理由をお教え下さい。	より安全な運転を行うことが必要と考え、国家資格を掲載しています。
33	17	第3章	第2節	(3)	表3-1 主な資格	「ガス溶接作業主任者」と記載されてますが、「ガス溶接技能講習の終了した者」の配置でもよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
34	19	第3章	第3節	3.2	表3-2 業務計画書に含むべき内容	用役管理で用役削減計画とありますが、業務計画において、運転維持管理上必要な用役調達を行うものであり、削減計画を策定することの必要性はないと思われそうですが、ご教示願います。	用役費については、効率的な運転等を行うことで削減可能と考えます。用役削減計画には、具体的にどのような方法で用役費を削減するのか等を記載してください。
35	20	第3章	第5節	(3)	防災管理体制の整備	「防災管理上、必要ある場合は、組合と協議の上、本件施設の改善を行うこと。」とありますが、最終処分場の被覆施設には、消防法上必要な自動火災報知機、屋内消火栓設備等が施工業者により設置されているものと考えていますが、この理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
36	21	第3章	第7節	(2)	施設保安体制の整備	受託者は、中間処理施設及び最終処分場等本敷地内の機械警備を行うこととありますが、職員のいない夜間や休日は第3者が入れないように施錠することで考えていますが、これでよろしいでしょうか。	職員のいない夜間や休日は、機械警備を行った上、施錠をしてください。
37	21	第3章	第7節	(2)	施設保安体制の整備	敷地内はどのような警備設備が具備されていますか。	セキュリティ用の空配管を布設しています。
38	22	第4章	第1節	1.1	受入管理	料金徴収に関して、計量棟、受付室にて組合殿の料金徴収員の方と一緒に仕事をし、計量とデータ入力をお任せいただければよろしいでしょうか。ご教示願います。	本件施設内での料金徴収は行いません。
39	22	第4章	第1節	1.3	受付時間(1)	祭日の受付時間はどのようになっているのでしょうか。	平日と同じ午前9時から午後5時までとなります。
40	22	第4章	第2節	2.1	焼却処理対象物の受入管理(4)	焼却施設及び粗大選別施設それぞれの処理不適合物が定義されていたら、ご教示願います。	処理不適合物とは、それを処理することによりそれぞれの施設の設備または機器等が損傷、破損、著しい消耗等を起こすおそれのある廃棄物をいいます。
41	22	第4章	第2節	2.1	焼却処理対象物の受入管理(7)	組合殿が定期的に行う搬入検査はどの程度の頻度で行うかご教示願います。	詳細は決定していませんが、月数回程度とお考えください。
42	23	第4章	第2節	2.2	破碎処理対象物の受入管理(5)	中身のフロンを取出すことでしょうか。また最終処分はどのようにすればよいのですか。	前半は、ご質問のとおりです。後半については、取り出したフロンの処分は組合が行います。
43	23	第4章	第2節	2.2	破碎処理対象物の受入管理(7)	スプリングマットレスの1日当たりの搬入量はどの程度の数量でしょうか。	スプリングマットレスの搬入量は、月に十数枚程度と想定されます。
44	23	第4章	第2節	2.2	破碎処理対象物の受入管理(9)	組合殿が定期的に行う搬入検査はどの程度の頻度で行うかご教示願います。	No.41の回答をご参照ください。

2. 要求水準書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
45	25	第5章	第2節	2.1	(2)運転時間	立上げ下げに2時間要すると、一日当たりの処理能力は26t×14/16=22.75t/日・2炉と考えるとよろしいでしょうか。	13t/14h=929kg/h/炉です。
46	25	第5章	第2節	2.1	(2)運転時間	立上げ、立下げ時間計2時間とありますが、昇温カーブを記載した昇温要領書を提示願います。耐火物へのサーマルショックを危惧します。	前半は提示不可とします。後半については、ご質問の懸念はないものと考えています。
47	25	第5章	第2節	2.1	(3)処理対象物と年度別計画搬入量及び処理量	表5-1には各年度の量が記載されていますが提案書様式12号-5の運転計画の作成に当たり、月変動係数また、週間の搬入変動等をご教示願います。	回答時に提示する資料を参照してください。なお、この資料は、紋別市単独の資料かつ、新分別前の「一般ごみ」の資料であることから、参考扱いとします。
48	29	第5章	第3節	3.3	適正処理 (2)	危険物等の定められた保管場所はありますか。	専用のスペースはありません。
49	29	第5章	第3節	3.4	焼却施設への搬出 (1)	可燃性残渣の焼却施設への搬出は、コンベヤによる搬送とありますが、プラットフォーム出入口に風除室等がない場合、外気流がコンベヤ経路を逆流し搬送物を飛散させる懸念があります。ご確認をお願いします。	ご質問の懸念はないものと考えています。
50	30	第5章	第4節	4.3	(1)散水量	埋立地への散水を行うこと。また埋立作業に伴う粉じん対策として適宜散水を実施するとありますが、どのような散水設備が設置されているのでしょうか。	散水設備については、参考資料2の最終処分場実施設計図をご参照ください。
51	30	第5章	第4節	4.3	(1)散水量	「要求水準書」の計画散水量は17m3/日となっていますが、参考資料-1にて配布されました「用収支 給排水量」の一覧では、最終処分場の使用水量は25m3/日となっています。差引き8m3/日の用途をご教示願います。また、同一覧に「リサイクルセンター使用水量 2m3」とありますが、用途及びリサイクルセンターも含めた配管系統図をご教示願います。	最終処分場の使用水量は、散水の他、浸出水処理施設等で使用する水量を含め、25m3/日となります。リサイクルセンターに関する記載は、本件事業とは関係のないものとしてください。
52	33	第5章	第4節	4.5	搬入管理 (3)	受託者は、最終処分物の埋立地への投入を埋立物投入装置により行うこと。とありますが埋立物投入装置の構造のわかるものを、お示し願います。	埋立物投入装置については、参考資料2の最終処分場実施設計図をご参照ください。
53	33	第5章	第4節	4.5	搬入管理 (4)	最終処分物の埋立物投入装置へのダンピング時の粉じん対策を行うこと。とありますが、施工企業で粉じん対策は配慮されているのでしょうか。	ダンピング時の粉じん対策として、中間処理施設内で最終処分物の湿潤化、最終処分場に散水設備を設けています。
54	33	第5章	第4節	4.6	埋立作業	重機による転圧をお考えでしょうか。その場合、重機を昇降させる装置は設置されているのでしょうか。	重機を昇降する設備は設けていません。重機による転圧の必要性については、要求水準書p.33 4.6 埋立作業(6)を配慮の上提案してください。
55	33	第5章	第4節	4.6	埋立作業	重機による転圧を行う場合、最終処分場ピット底面には重機が入れるよう施工業者側で養生して頂けると理解しますが、よろしいでしょうか。	最終処分場ピット底面への重機乗り入れ用の養生は行っておりません。
56	33	第5章	第4節	4.6	埋立作業 (3)	最終処分場設置届出書に添付されている「最終処分場維持管理計画書」は、「参考資料1」で配布された「別紙3 維持管理計画」のことでしょうか。	ご質問のとおりです。
57	33	第5章	第4節	4.8	埋立容量の管理 (1)	最終処分場の埋立容量、残余容量を年1回以上測定・記録することとありますが、平成24年度につきましては貴組合にて実施されると考えてよろしいでしょうか。	平成24年度における残余容量については、平成25年3月末までに受託者が測定してください。
58	34	第5章	第4節	4.9	浸出水の処理 (4)	紋別アクアセンターの受入は、月～金曜日の9～17時となっていますが、緊急時や中間処理施設全炉停止時において、土日及び夜間(9～17時外)の受入対応をしていただくことは可能でしょうか。	搬入する処理水の量や状況によりますが、基本的には受入可能です。緊急時の搬入方法等詳細については、運転準備期間中に、受託者が紋別アクアセンター管理者等と協議を行い、その指示に従ってください。
59	34	第5章	第4節	4.9	浸出水の処理 (5)	中間処理施設からのプラント排水に関する分析頻度についてご教示願います。	中間処理施設からの排水はほとんど出ないと考えているため、分析頻度もほとんどないものをお考えください。
60	34	第5章	第4節	4.10	その他の管理 (1)	受託者の過失ではなく漏水検知システムにより遮水工に不具合が発生した際の、復旧に係る費用は、組合負担と考えてよろしいでしょうか。また、漏水検知システムが誤作動した場合のシステムの改善は組合負担と考えてよろしいでしょうか。	受託者の過失でない場合の復旧費は組合または施工企業の負担とします。また、誤作動についても受託者の過失でないことが明確に認められる場合は、組合または施工企業の負担で改善を行います。

2. 要求水準書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
61	34	第5章	第4節	4.10	その他の管理(1)	(1)当該電氣的漏水検知システムは、約80m×約40mの敷地の中でどの程度の区画面積の単位に不具合箇所の特定期間までできるのでしょうか。	漏水検知システムの検知精度は2.0m以内です。なお、漏水検知システムの仕様については、参考資料2の最終処分場確定仕様書をご参照ください。
62	34	第5章	第4節	4.10	その他の管理(1)	埋物投入装置の運用に関し、法定点検や運転操作に必要な資格等がありましたらご教示願います。	埋物投入装置の運用に関し、必要となる資格は想定しておりません。
63	35	第5章	—	5.1	(2)停止基準値、要監視基準値及び運転基準値 表5-11	一酸化炭素の中央操作室の表示及び運転日報は、4時間平均値で表示されますでしょうか。	ご質問のとおりです。
64	35	第5章	第5節	5.1	(2)停止基準値、要監視基準値及び運転基準値	各管理基準値を遵守した運転を継続する上では、各種分析計の測定値と第三者機関での測定値がほぼ同様である必要があると考えます。大変お手数ではございますが、プラント引渡性能試験時におきまして、両者の測定値をご確認いただけますでしょうか。	ご質問のとおり対応します。
65	36	第5章	第5節	5.3	(2)停止基準値、要監視基準値及び運転基準値	停止基準値を満足できない場合は、対象となる施設を即時停止する。その原因を調査する。補修計画書を作成し組合の承諾を得る。施設の改善作業を行う。等とありますが、その原因が設計不良、施工不良、材質不良など施工企業の責任に起因する場合は、施工業者が補修を行うものと解釈してよろしいでしょうか。	受託者等による原因調査の結果、施工企業の責任に起因することが証明された場合は、ご質問のとおり対応となります。
66	36	第5章	第5節	5.5	最終処分場に係る復旧作業(2)	(2)電氣的漏水検知システムにおいて不具合が発生した場合には、・・・遮水シートの補修を行うこと。とありますが原因が施工業者責任の場合は、施工業者が補修を行うものと解釈してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
67	38	第6章	—	1.2	用役の調達及び管理 表6-1	井水を紋別市最終処分場上流に位置する取水井戸から取水するとありますが、井戸から本施設までの取水配管は施工済と理解しますが、よろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
68	38	第6章	—	1.2	用役の調達及び管理	用役費用の算出、調達計画を行う上で、薬品(活性炭、消石灰、キレート等)に関し、現在使用予定の銘柄、または、施工企業が推奨される銘柄をご教示願います。	薬品に関する指定はありません。薬品の種類等については、一般廃棄物処理施設における汎用性、道内における入手性等を考慮の上想定しています。
69	39	第7章	第1節	1.1	本件施設の維持管理	敷地内の埋設配管ルートや架空配管・配線等の位置は、「参考資料-2」にて開示いただけたらと思っております。	ご質問のとおりです。
70	39	第7章	第1節	1.6	点検・検査計画	施工企業が推奨する維持管理基準、耐用年数等が記載された書類(実施設計図書等)を最低限、反映した計画作成が必要と考えます。設置許可手続きの書類との整合性を図る上で確認が必要です。入札説明書によればこれらの書類は参考資料2として5/23～5/25間で閲覧と書かれていますが早期の開示をお願いします。	入札説明書のとおりとします。
71	40	第7章	第1節	1.6	(1)表7-2法定点検及び測定項目	No.3クレーンで性能検査が記載されています。本施設には3t以上のクレーンが無いと思いますが、必要となるのでしょうか。	法的には必要ないですが、本件施設はクレーンを1基しか有していないため、3t以上のクレーンと同等の点検を求めるものです。
72	40	第7章	第1節	1.6	(1)表7-2法定点検及び測定項目	No.4受配電設備の保安規程の内容をご教示願います。	紋別市庁舎電気工作物保安規程と同等の管理を行う予定ですので、それを参考にしてください。
73	41	第7章	第1節	1.9	補修計画の作成	施工企業が推奨する維持管理基準、耐用年数等が記載された書類(実施設計図書等)を最低限、反映した計画作成が必要と考えます。設置許可手続きの書類との整合性を図る上で確認が必要です。入札説明書によればこれらの書類は参考資料2として5/23～5/25間で閲覧と書かれていますが早期の開示をお願いします。	No.70の回答をご参照ください。
74	42	第7章	第1節	1.11	更新計画の作成	施工企業が推奨する維持管理基準、耐用年数等が記載された書類(実施設計図書等)を最低限、反映した計画作成が必要と考えます。設置許可手続きの書類との整合性を図る上で確認が必要です。入札説明書によればこれらの書類は参考資料2として5/23～5/25間で閲覧と書かれていますが早期の開示をお願いします。	No.70の回答をご参照ください。

2. 要求水準書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
75	45	第7章	第4節	4.1	施設の機能維持(3)	電氣的漏水検知システムを開発した会社名をお願いします。	坂田電機株式会社です。
76	45	第7章	第4節	4.1	施設の機能維持(3)	受託者は、電氣的漏水検知システムの維持管理を行うにあたっては、その機能、性能等を維持するために必要となるメンテナンス契約を本システムを開発した会社と締結すること。とありますが、その会社名及びメンテ契約の内容、その費用についてご教示願います。	電氣的漏水検知システムについてメンテナンス契約する会社名は、No.75の回答をご参照ください。また、契約の内容及び費用については、契約する会社と交渉してください。
77	45	第7章	第4節	4.1	施設の機能維持	漏水検知システムのメンテナンスはシステムを開発した会社と結ぶこととありますが、特許・実用新案等の内容をご教示願います。	特許名称及び特許番号を以下に示します。 ・漏水発生位置検出方式：特許8-2096269 ・漏水発生位置検出方式：特許3463187
78	47	第8章	—	1.5	(1)表8-1、表8-2	表8-1、表8-2に示されている「組合が指示する方法」につきまして、その内容をご教示願います。	施工業者が行う性能試験における試験方法と同じ方法を採用する予定です。したがって、現段階では試験方法は決まっております。
79	51	第10章	第2節	2.2	(2)補修履歴等の記録	本件施設の稼働状況、点検項目、補修、修繕等に関する履歴を管理するためのソフトウェアを整備しておりますが、ソフトウェアの内容は受託者に一任と考えてよろしいでしょうか。	基本的には一任しますが、組合との協議を踏まえて決定するものとしてください。
80	53	第11章	—	1.1	見学者対応(1)	“年末年始、土曜日、日曜日及び祝日は、見学者の対応は行わない。”とありますが、p.21 第3章 第7節(3)には、“夜間、休日等、組合から要請があった場合には、本施設への来訪者への対応を行う”とあります。これらの内容の違いをご教示願います。	基本的には前者のとおりですが、後者のように特殊なケースで組合から対応を要請する可能性があることを想定していることから記載の違いとなっております。
81	53	第11章	—	1.1 1.2	見学者対応(2) 住民対応(2)	見学者の予約対応については、組合殿が行う。となっておりますが、事務室に組合殿は常駐されますでしょうか。常駐の際、電話対応は受託者が受けてから組合殿へ繋ぐのか、回線を分け、受託者側が受付けた場合、組合殿へ繋ぐのか御教示願います。また、住民対応についてもご教示願います。	組合の管理方法(常駐・非常駐)は、現段階では確定していません。電話は組合専用の回線を引きます。住民対応については、要求水準書p.53第11章1.2に記載のとおりです。
82	53	第11章	—	1.1	見学者対応(3)	見学者対応設備等のツール(パンフレット、映像ソフト等も含む)において、必要に応じて増刷、更新等を行い、その内容が陳腐化することを抑制することとありますが、施工業者が納めた当初のパンフレットの部数はいくらで何年分を想定していますか。	施工企業が納めるパンフレットは5,000部です。年数は未定です。
83	53	第11章	—	1.2	住民対応(3)	生活環境保全上の利害関係を有する者に閲覧を求められた場合には、受託者は速やかに対応しておりますが、生活環境保全上の利害関係を有するものかどうかの判断は、組合殿にて行って頂けるものと考えてよろしいでしょうか。因みに利害関係を有する者とは、どのようなことを想定しておられますでしょうか。	生活環境保全上の利害関係を有するものかどうかの判断は、組合が行います。利害関係を有する者とは、周辺住民等を想定しています。
84	53	第11章	—	1.4	除雪(1)	受託者は、特に屋根からのつらら、落雪が生じないように配慮することとありますが、施工業者側でどのような対策がされているのでしょうか。	焼却施設及び破砕処理施設等の屋根が高い部分は、陸屋根+内樋構造を採用し、つらら、落雪対策としています。
85	53	第11章	—	1.4	除雪(3)	(3)市道(道道入口～紋別市最終処分場浸出水処理施設間)の除雪は紋別市で行う予定である。とありますが、組合殿で除雪して頂けるエリアを図示して提示して頂けないでしょうか。	組合は、除雪を行いません。紋別市が行う除雪範囲は、配布した参考資料1の配置図を参照してください。この図の「幅員7,000」とあり、道道713号から紋別リサイクルセンター、紋別市廃棄物埋立処分場を結ぶ道路が市道であり、ここは紋別市が除雪します。
86	55	第12章	—	1.2	運転期間終了後の運転方法の検討(3)	運転終了時には、本件施設の運転に必要な用役を補充し、規定数量を満たした上で引き渡すこととありますが、規定数量とは貯蔵槽満タン相当1回分という認識でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
87	55	第12章	—	1.2	運転期間終了後の運転方法の検討(3)	運転終了時には、予備品や消耗品などについて、6ヶ月間使用できる量を補充した上で、引き渡すこととありますが、数量算出基準は本契約前に設計施工企業より提示された予備品・消耗品リスト記載量を基準に算出します。よろしいでしょうか。	基本的には設計施工企業が提示した予備品・消耗品リスト記載量を基準としますが、直近の運転実績が、当該リスト記載量を上回る場合には、直近の運転実績を基準として、6ヶ月間使用できる量を算出して頂きたい。

3. 落札者決定基準に対する質問

質問なし

4. 様式集に対する質問

No	頁	様式	大項目	中項目	カナ等	質問	回答
1		第5号 [2/2]	6			納税証明書は、本店所在地の証明書のみでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
2		第5号 [2/2]	6			参加資格確認申請時に使用印鑑届を提出した場合、参加資格確認申請の手続きにおいても届出た使用印で申請手続きを行ってよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
3		第7号				代表企業の代表者名で本契約を締結する場合も、本委任状を提出する必要があるのでしょうか。	本委任条は、様式第7号の「2 委任事項」に記載の権限を委任するものです。本契約は、組合と特別目的会社とが締結するものであり、代表企業と締結するものではありません。 なお、本様式は、「委任状(代理人)」から、「委任状」に訂正し、代理人使用印鑑欄を削除します。様式集(Word版)修正版を組合ホームページからダウンロードの上、提出してください。
4		第11号 (別紙1)				入札参加者は、技術提案書の添付資料として別途「要求事項回答書」を作成し、提出することとありますが、様式第11号(別紙1)にある要求水準に関する確認書参考資料(要求水準書適合表)のことでないと解釈してよろしいでしょうか。また異なる場合には、その様式の指定はありませんか。	様式第11号(別紙1)の最下部の注釈にある要求事項回答書とは、要求水準書に記載された要求事項に対して、入札参加者が本件事業において実施する内容を記載した書類です。この要求事項回答書は、様式第14号(添付資料)として提出してください。したがって、様式第11号(別紙1)とは別の書類となります。なお、様式第14号(添付資料)の様式及び枚数は任意ですが、様式第14号として提出する要求事項回答書は、要求水準書と同等の構成、枚数にしてください。例えば、様式第11号(別紙1)の参照箇所欄には、「添付資料1-1」など、添付資料のページ番号がわかるようにしてください。 また、様式第14号(添付資料)は、要求事項回答書以外の書類として、技術提案書で記述できなかった各社のセールスポイントを記述してください。
5		第11号 (別紙1)				Excel形式様式集 要求水準適合表に関しまして、記載事項に対し技術提案書等で具体的内容を記述した場合は適否の適に○を付け参照箇所に明記するものとし、提案書等で具体的内容は記述していないが、矛盾もしくは相反する記述はないと認めている場合は、適に○を付け参照箇所は空欄でよろしいでしょうか。	No.4の回答をご参照ください。この場合、要求水準書に対する提案仕様は全て様式第14号(添付資料)で網羅されるため、ご質問のような状況は起こらないと考えています。
6		第12号-7 第12号-8 第13号-4 (別紙2)				参考資料1で特定部品リストが配布されましたが、これによると給じん装置、焼却炉本体、ろ過式集じん器本体、ろ過式集じん器ろ布は特許等により、施工企業への発注が不可欠なものとなっていますが、特許の内容について開示願います。	特許名称(実用新案含む)及び登録番号を以下に示します。 ・堅型焼却炉:特許1673787 ・堅型焼却炉及びその焼却方法:特許2603364 ・バグフィルタ装置の制御方法:特許2518576 ・プレコート式バグフィルタ装置:実用2521837 ・多室形プレコート式バグフィルタ装置の運転制御方法:特許2564457 ・プレコート式バグフィルタ装置における薬剤供給方法:特許2558048 ・バグフィルタ装置のベンチュリ管取付構造:実用2528440 ・プレコート式バグフィルタ装置の運転制御方法:特許2520558 ・バグフィルタ装置のプレコート層形成方法:特許3136062 ・プレコート式バグフィルタの薬剤噴射方法:特許3098936 ・プレコート式バグフィルタの運転制御方法:特許3263352 ・ごみ焼却炉の階段摺動式火格子構造:特許3356999 ・ごみ焼却炉の感想火格子構造:実用新案登録3064362 ・ごみ焼却施設におけるダイオキシン類の除去設備及びその除去方法:特許3623705 ・バグフィルタ用濾布:特許3754689
7		第14号				添付資料の様式、文字フォント、枚数は自由でしょうか。	様式、枚数は自由としますが、文字サイズは10.5ポイント以上としてください。ただし、図表中の文字サイズは、この限りではありません。また、No.4の回答もご参照ください。

5. 基本協定書(案)に対する質問

No	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	2	4	3	2	特別目的会社の設立	特別目的会社は本「西紋別地区広域ごみ処理施設」を登記場所として設立させていただきますようお願いいたします。	特別目的会社の登記場所は、「西紋別地区広域ごみ処理施設」での登記は認めません。
2	2	4	4	2	特別目的会社の設立	特別目的会社の資本金額が落札者提案となっていますが、貴組合としての規定がありますでしょうか。	規定はありません。ご提案ください。

6. 委託契約書(案)に対する質問

No	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	3	7			業務処理責任者	ここにある「業務処理責任者」は、様式第8号-2[1/2]の「総括責任者を配置する者の商号又は名称」にある「総括責任者」を「業務処理責任者」と見なしてよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。「業務処理責任者」は、第7条第2項に示すとおり、特別目的会社の代表者、又は廃棄物処理法に定める廃棄物処理施設技術管理者が兼ねることができます。
2	4	9	2		再委託等の禁止	「廃棄物処理に係る業務」とは、具体的に何かご教示願います。	入札説明書、P.23(9)業務の委託において、構成員を含む第三者への委託を認めないと規定している、本件施設の運転管理、日常的な設備の点検・検査等に係る業務など主たる業務をいいます。
3	6	21	1		受入管理	乙は、処理対象物、薬剤等副資材、最終処分物等を搬入・搬出する車両を本体施設内の計量設備において確認・記録し、管理を行う。とありますが計量機の計量データのデータ処理システムに組み込まれているものと考えてよろしいでしょうか。受託者が新たにデータ処理システムの構築までは必要ないと考えていますがこれでよろしいでしょうか。	いずれもご質問のとおりです。
4	7	21	3		受入管理	乙は、直接搬入ごみを搬入しようとする者(以下「直接搬入者」という)について、氏名、所属等を確認・記録するとありますが、直接搬入者は最大何名/日くらいと想定しておけばよろしいでしょうか。またこの場合、計量機の計量システムに直接氏名、所属等をインプットすることができるようになっていてと考えてよろしいでしょうか。	直接搬入者は、概ね10件程度と想定されます。また、後半部については、現在施工企業と協議中のため、確定した回答はできませんが、ご質問の内容を行える仕様とする予定です。
5	7	21	4	—	受入管理	「甲が定める受入基準」について、具体的な内容をご教示願います。	参考資料2として閲覧します。
6	10	34	4	—	処理対象物の搬入等	本項は、直接搬入ごみ(直接搬入者が搬入)以外の受入ごみに関しては、適用されないと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
7	11	40	4	—	処理対象物の搬入等	本項は、直接搬入ごみ(直接搬入者が搬入)以外の受入ごみに関しては、適用されないと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
8	13	48	2		脱水汚泥の処分等	脱水汚泥の性状分析をする際の項目・頻度は、受託者の提案でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
9	14	53	4		補修の実施	適正な運転にもかかわらず、想定外の大修理が必要になった場合には内容・費用について協議させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の事象が生じた場合、本件契約第28条の規定に従います。
10	30	—	—	—	別紙2 1.(1).イ	変動費の算出にあたり、可燃性粗大ごみについては、破碎選別施設のみに該当しています。しかし、本来の処理フローからすると、破碎処理設備での処理後、焼却施設での焼却処理となります。つきましては、破碎選別施設受入量から破碎選別施設搬出量を差引いた量を「可燃性残渣量」として、焼却施設変動費算出に付加いただけないでしょうか。	委託契約書(案)のとおりとします。